

令和7年7月31日成田市規則第51号

成田市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

成田市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条
例第40号）の施行期日は、令和7年10月30日とする。